

提言書（素案）への委員の主な意見と事務局の意見

資料 3

提言書該当箇所	委員の意見	事務局の意見
<p>A 「はじめに」の 第4段落</p>	<p>「熊本県の厳しい～見受けられるところですが、」については、後段の「優先順位を付け」で、読み取れることから、あえてふれる必要がなく、不要ではないか。</p>	<p>委員のご意見のとおり 削除済み</p>
<p>B 8p【方針又は具体策⑧】の①3行目～</p>	<p>「また、文書の保存及び廃棄～文書の廃棄に努める必要がある。」については、誤解をうけるおそれがあるため、不要ではないか。</p>	<p>委員のご意見のとおり 削除済み</p>
<p>C 10p【方針又は具体策⑫】</p>	<p>「県民等の歴史公文書の利用に関する県の体制の整備が必要である。」とあるが抽象的なため、課題解決のための具体策として、「保存している歴史公文書の目録を公開するなど」を追加してはどうか。</p>	<p>委員のご意見のとおり 具体例を追加済み</p>
<p>D 10p【方針又は具体策⑫】</p>	<p>「県民等の歴史公文書の～整備が必要である。」と、「また、（一部再掲）利用者の利便性を～速やかに行う必要がある」については、2つに分けて整理するほうが、わかりやすいのではないか。</p>	<p>委員のご意見のとおり ①、②の2項目として整理済</p>
<p>その他</p>	<p>第三者の関与に関し、具体的な内容については、今後検討を深めると考えて良いのか。</p>	<p>委員のご意見のとおり</p>
	<p>第三者とはどういう方か、また実際（熊本県に）おられるのかどうか。</p>	<p>国における行政文書管理委員会の構成等を参考にしながら今後検討して参りたい。</p>
	<p>文書作成時にサマリー（簿冊の要約）を残し、簿冊の廃棄後も、永くサマリーを残すことはできないか。</p>	<p>文書管理システムで作成している簿冊内の文書の一覧で、簿冊のサマリーとしての役割を果たすことが可能か、今後検討して参りたい。</p>
	<p>システム構築後は、職員の取組が重要であり、研修等による職員の養成が必要。</p>	<p>委員のご意見のとおり</p>